

提出があった御意見一覧

1	<p>省令案第14条第2項について。</p> <p>宿泊費又は包括宿泊費に夕食代・朝食代が含まれるか否かで宿泊手当の金額が異なる旨が規定されている。宿泊費等の証明書類は通常は宿泊施設等の領収書になると思われるが、領収書に夕食代・朝食代が宿泊代に込みであるか否かが明記されているとは限らない。</p> <p>そうなると、宿泊費等に夕食代・朝食代が含まれているか否かを確認する証明書類がそろえられない場合（あるいは、そろえるのにかなり煩雑な手間がかかる場合）がありうる。</p> <p>そこで、省令又はその運用通達において、宿泊費等に夕食代・朝食代が含まれているか否かを確認する証明書類がない場合における原則的取り扱いを定めてほしい。</p> <p>（おそらく、宿泊費等に夕食代及び朝食代が含まれるものとみなして宿泊手当を算定せよという取り扱いになると思われるが）</p>
2	<p>民間の経費削減の方法も考慮の上、設定をお願いします。</p> <p>早期に宿泊先を予約しているか、経済的な宿泊先を選択しているかはもう少し切り詰められる余地があるという前提で検討ください。</p> <p>本規程をもとに経費のあり方を決める地方自治体等もあると認識しています。予算や人員も切り詰める必要がある中、費用対効果のない施策に補助金を出していないかなどを含め、先に切り詰められるところから経費削減をしたうえでないと賛成できかねます。</p>
3	<p>昨日、本日、新聞等の本件に関するのニュースを見聞きして一言コメントを差し上げたいと思います。確かに、物価情勢に応じた海外での宿泊費の高騰は致し方ありません。それに応じて滞在費を上げることは実際問題として必要でしょう。</p> <p>ただ、頻度に関しては事前での適切な判断及び事後での検証はなされているのでしょうか？コロナ禍の最中から、Zoom や Teams といったリモート会議がとってかわりました。最近におきましても、引き続きリモート</p>

	<p>会議で事足りる場合が多くコスト削減に資するケースが多々あります。本当に当該出張（特に海外）が必要だったかの検証は常になされるべきだと思います。朝の NHK のコメントでは、大臣に帯同する場合、見劣りのしないような宿泊施設に滞在するといった指摘もありましたが、果たしてその必要性がどれほどあるのでしょうか？</p> <p>そもそも、過度な大臣の海外出張はないのでしょうか？すべてのコストは税金、国の借金で賄われています。民間に準じた滞在費を支給するのであれば、それなりのメリットや実績を伴ったものでなければ、納得しかねます。</p>
<p>4</p>	<p>人事院の長期在外研究制度（いわゆる留学）を利用する者には、各省で定められている定額が宿泊料等に相当する滞在費として支払われていると聞かすが、その定額については少なくともこの財務省令に書くべきではないか。</p> <p>現在のような形では、公開の場で全く議論されることもなく、パブコメが受け付けられることもなく決まっているのを改めるべき。</p> <p>背景にある問題意識としては、円安が進行してはや4年、改正旅費法の施行を待たずして、海外のホテルに泊まる際には実費精算がすでに基本となっているが、留学の場合、いつ決まったかもわからない定額が変わっていない。</p> <p>いつ決まったかもわからないから変えられないのかもしれないし、もともともらいすぎていたから現在の為替水準でも適切な額だと分かったから変えられないのかもしれないし、留学は行かしてもらえただけ贅沢なのだから少額でももらえるだけありがたいと思えという発想なのかもしれない。</p> <p>どのような理由かはこの際どうでもいいかもしれないが、仮にこの滞在費を今後変える予定があるのであれば、こっそり変えるのではなく、財務省令に書くなどもう少しオープンにすべき。</p>
<p>5</p>	<p>在外勤務者の転勤の移転料は、飛行機の預荷物で済む場合（10個までとか）はこちらを優先してほしい。</p> <p>その際、飛行機の見積もりも、預け荷物の個数を合わせた料金で行いたい。</p> <p>超過料金が個数制の所と従量制の所では料金の差が大きすぎる。</p>

	<p>また、超過料金を払うならビジネスクラスにした方が安い場合も出てくる。 人間と預け荷物の料金トータルでの比較をしないと意味が無い。 また、乗継時にバゲッジスルーが可能な便を選択したい。 そもそも、好き好んで移動する訳ではないので、1円でも自己負担がでる事自体がおかしい。 また、もっと事務処理を簡単にしないと、高卒一般職では手に負えないのかミスばかりされてうんざりする。</p>
6	<p>省令案の1ページの14行「削り」は表に「削る」と注記されているところ。同様に、同1ページの15行「加える」は表の注記で「加える」と記載したほうがよい。「追加」ではなくて。</p>
7	<p>当該規定の改訂内容については概ね賛成である。 一方で、実費による精算について、宿泊費にQUOカードなどの商品券を上乗せしたセットプランが存在するため、そのようなものが含まれないよう、純粋な宿泊費のみが計上されるようお願いしたい。</p>
8	<p>条文の宿泊費等を確認しましたが、73ページ以降に記載のある海外の宿泊費の基準額が、最近の円安や海外の物価高を考慮すると安すぎるように思われます。 改正により実費精算が可能とはなるとはいえ、基準額としてももう少し上げておいたほうが良いかと思いません。</p>
9	<p>宿泊費に朝食夕食代を含む場合の宿泊手当の調整規定がありますが、そもそも宿泊費に食事代を含んでよいのでしょうか？食事代が高すぎないかのチェックは基準額内なら行わないのでしょうか？</p>
10	<p>上限額を国内19分類、海外を都市ごとに決めることはあまりに非効率。旅費手続きの煩雑さにより公務員の残業や複雑な旅費システムの構築など、無駄な税金を費やすことになると思う。もっと大きな枠で上限額を区切るべきだ。</p>
11	<p>改正の方向性については賛成である。 ただし、宿泊費については、年々宿泊施設における料金の変動していることから、定期的に金額の再検討を行う旨の規定を設けていただきたい。</p>
12	<p>国内宿泊料の基準額について、都道府県ごとに分けて設定するよりも最大額（東京都）に一本化した方が、旅</p>

	<p>費支給担当者及び出張者にとって分かりやすい省令になるのではないのでしょうか。ご再考をお願いします。</p>
13	<p>東北在住の現職です。</p> <p>福島県の上限 8,000 円についてですが、実際の素泊まり料金は 10,000 円ほどですし昨今の値上がり等もあり宿泊料も値上げの傾向にあります。</p> <p>東北 6 県の宿泊料上限額にバラつきがあることに違和感を感じる点もありますが、まずは近年の傾向を踏まえせめて最低上限 10,000 円はクリアしたところにより省令発布としてくださいますよう、お願い申し上げます。</p>
14	<p>外国旅費における宿泊料及び宿泊手当について</p> <p>台湾は、別表第二及び第三のいずれに該当するのか。省令案では、「その他の国」に該当するように読める。当該区分だと出張者の持ち出しが発生するのではないかと心配であるため、別に設定すべきと考える。</p>
15	<p>職員としての意見になります。</p> <p>第 13 条第 2 項第 2 号の「最も安価な宿泊施設」については、ドミトリーやカプセルホテルを除外して選択できるようにすべきだと思います。</p> <p>また、北海道のニセコ・倶知安エリアでは宿泊料金相場が他のエリアよりも高いため、宿泊費を別表第二の宿泊費基準額以下とすることは難しいと思われまので、宿泊費基準額の引き上げを検討いただきたいと思います。</p>
16	<p>最近物価高騰やインバウンドなどでのホテル需要拡大、コロナ禍後や賃金の高騰で人手不足になっている現状などでの宿泊料の高騰などが続いている状況下を考えた場合、フレキシブルに市場価格や物価変動に対応できるようにする必要があると思われる、特に地域で何らかのイベントもしくは天候災害などが重なった時などだと宿泊料がすぐに高騰してしまうことも多い。</p> <p>公務員の宿泊規定などが民間企業などでも目安として参考にされたり影響することを考えた場合、うまく対</p>

	<p>応してもらえるとありがたいです</p>
17	<p>1 宿泊費基準額（上限額）について都道府県別に 12 段階の上限額というのはあまりにも分類数が多すぎるので、国内は 3 段階か 4 段階に分けるだけでよいと考える。海外についても国ごとや都市ごとにすべて上限設定を分類しているが、あまりにも分類数が多すぎるのはでないか？</p> <p>2 今回の見直しがあまりに遅すぎて、宿泊費の実勢金額から乖離が多くなりすぎたのは否めない。今後は 3 年に 1 度などの一定の期間ごとに宿泊費基準額（上限額）を強制的に見直すことを義務付ける規定を入れるべきと考える。</p> <p>3 職位別に宿泊費基準額（上限額）を変えるのはやめるべきである。若い公務員は宿泊費基準額（上限額）が低いために自腹を切る例が続出しているし、そもそも上級職員だからといって価格設定が高い部屋に宿泊する理由が見当たらない。首相や大臣だったとしても安全が担保されれば必要以上に高額な部屋に宿泊する必要は無い。</p>
18	<p>財務省は国の財政状況が厳しいと言いつつ、国民に負担を強いているのであるから、基準額を超えた分については公務員自身が負担するべきだと考える。基準額を超えた額も支出可能とした場合、あえて価格の高いホテル等に宿泊する者が発生するのではないか。国の財政状況が厳しいのであれば公務員自身が手本を見せるべきで、基準額に収まるように努力をするべきである。</p> <p>また、都道府県単位で基準額を設定することに違和感を感じる。例えば埼玉県で言えば、さいたま市と秩父市では宿泊料に大きな差がある。また、隣接する市町村でも都道府県が異なることにより大きな価格差が生じること無駄な税金を支出することにつながる。一般職員が埼玉県に宿泊すれば 19,000 円、群馬県に宿泊すれば 10,000 円となる。埼玉県側の県境付近に宿泊するのであれば、群馬県に移動して宿泊すれば宿泊費を安く抑えられる（群馬県までの移動費用は 9,000 円もかからないはず）。同一県内でも安い地域に移動することも可能なはず。同一地域内に宿泊しなければならないという運用があるのであれば、それを見直すべきとも</p>

	<p>考える。 税金を使うことを考えるのではなく、頭を使いどうすれば安く抑えられるかを第一に考えてほしい。</p>
19	<p>第3条第1項第2号中、「包括宿泊費」の計算方法について、 「鉄道賃+宿泊料」であれば鉄道賃は計算ソフトで確認出来ますが。 「航空賃+宿泊料」において、現在航空賃について自由化され運賃形態も早割やダイナミックプライシングが導入され複雑化している状況です。 そのような現状で、どうやって「交通費の額と宿泊料基準額の合計額を上限とする。」確認方法を検討しているのでしょうか。</p>
20	<p>厚労省の広域求職活動費の旅費等にもこの省令が活用されるのでしょうか？ JR6社は各種商品にダイナミックプライシングを付したのも売っている。旅行者がそれを使った場合の取り扱いについて、省令案には書いていないので書いてほしい。</p>
21	<p>実費支給だとチェックに時間と費用がかかります。 定額支給の方がコストが低いです</p>
22	<p>外国宿泊料について 欧州地域の内、「その他の国」にモナコ公国及びリヒテンシュタイン侯国が含まれると思われる。これらの国々は、1人あたり国内総生産（国連統計）がアイルランドより高く東欧諸国と同等水準となると、職員の自己負担が発生しスムーズな旅費精算を妨げる恐れがあるため、別枠を設けるべきである。ご再考願いたい。</p>
23	<p>宿泊費の上限の都道府県は、宿泊した地域か、それとも、出張目的地の地域か。 例えば、大阪府開催の会議のため、京都府に宿泊した場合、19,000円かそれとも13,000円か。（課長級以下の場合）</p>
24	<p>「国家公務員等の旅費に関する法律施行令案に対する意見募集の結果について」No.16において、「宿泊手当として宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）を新たに支給」とされていますが、無</p>

	料朝食付きや、夕食付（費用不明）の場合等も、宿泊手当は全額支給ということでしょうか。
25	本規程改正に伴い、第 15 条第 2 項の「国費による支給が適当でない費用として主計局長が定めるものを除くもの」は、改正する予定はありますか。 改正を行う場合、いつ頃発出予定ですか。
26	朝食・夕食を合わせて 1600 円ということになっているが、今どき、そんな金額で朝食を食べられるホテルはない。
27	現行の旅費支給規定に準拠した制度で、年に複数回の海外出張、国内では主に福島県へのお出張が 2 ヶ月に 1 回程度発生している。 基準額は何年も前から全く実状にそぐわず、特に先進国へのお出張は毎度大きな赤字を自己負担していたので、改正案で多少はましになるだろうと思われる。 一方、一部地域では、現行よりも上限額が下がる地域が発生している。 例えば、この数年のお出張実績でも、福島県内にある一般的な全国チェーンのビジネスホテルは、8000 円では泊まらない。 市価等の調査は全く不十分であり、40 年以上の二昔も前に定めた現行「基準額」より「上限額」が下がる案には反対である。 本来、仕事なのに自己負担が発生する事態が異常であり、上限額は最低限それを避けられる額で設定すべきである。現行基準額より下回った上限額は再考すべし。
28	宿泊費基準額（上限額）は宿泊税を含むものでしょうか？ また予約とは別に現金などで宿泊税を払うケースがあります。その際には宿泊手当から支払うのでしょうか？それとも領収書などをもらい、実費で支払うのでしょうか？
29	宿泊手当について 夜間の設備点検等にてそのまま施設に宿泊することがあります。 費用はかかりませんが、朝食、夕食の費用はかかります。自宅等ではないため宿泊手当（食事代相当）として

	支払うことが可能と解釈をしてよいのでしょうか？
30	<p>実費の精算について、鉄道やバスは切符でなく suica やプリペイドでも乗れるが、どう証明するか分かるようにした方がいいと思う。その人が普段使うプリペイドをそのまま使ったら、精算できないのではないのでしょうか。(自己申告?)</p> <p>日当がなくなり宿泊手当が新設されたが、構成を明確にした方がいいと思う。朝食、夕食と残りの 800 円は何を表すのか不明。また、宿泊料も朝食夕食雑費の構成から、素泊まりと雑費の構成になると思うが、その旨を分かりやすく書いた方がいいと思う。</p> <p>私用車を使う場合の実費はどう計算するのか明記した方がいいと思う。ガソリン代なのか、実際の距離からその車の燃費と近くのガソリンスタンドの単価で計算するのか分からない。</p> <p>近距離でも新幹線が使えるようになると思うが、電車でも行ける距離を新幹線でも行けることになり、割高になると思う。国民の税金から使用すると考えると、何かしらルールを作るべきでないか。</p>
31	現行では支給していない転居費について、転居費の算定に係る基準を設け新たに支給することとした理由は、何か？
32	ホテルのポイントを使った時、実費はポイントを使ったあとの金額か？
33	<p>省令案 29 条について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第 4 条および省令案 29 条において、在勤官署を旅行命令権者が認める場所としているが、単身赴任者の家族が居住する住所や、友人の家なども、旅行命令権者が在勤官署と認めることが可能ということか。 2. 条文中にある「旅行地」とは具体的に何を指すのか。定義を明確にしていきたい。 3. 上記 1 が認められる場合、具体的な例を用いて旅費の計算方法を提示していただきたい。(例 兵庫から東京へ単身赴任している者が、東京から大阪へ出張する際、兵庫の家族が居住する自宅へ週末を利用して帰省

	し、週初めに大阪の目的地へ向かった場合の交通費の算定方法)
34	別表第二の宿泊費基準額についてですが、内閣総理大臣等と指定職職員等と職務の級が十級以下の者の金額が違うのは何故でしょうか？宿泊するホテル側からすれば一名が泊まることには変わりがないのにです。宿泊費とはホテルに支払う費用のことだと思いますが、これに差額を設けている理由は为什么呢？偉くなれば良いホテルに泊まれるという職員のモチベーションを上げるためでしょうか？
35	旅費の支払いをしている部署の者です。これまでの宿泊費は定額支給でしたので、出張前に宿泊費を渡せば、特段の事情がない限りは清算行為自体が不要でした。しかし実費支給であれば、出張した職員には領収書やレシートの保管からの提出、当方ではその確認作業をしなければならず、業務の簡素化からは逆行するものであり、両者の事務負担の増加、しいては時間外労働となり、つまり国の財政負担が大きくなるものと考えます。なので「実費支給」と「事務負担の増加に掛かる費用」を天秤に掛けた議論を行ってください。
36	国家公務員の公務または公務に準ずる任務による海外における旅費や宿泊費については国際会議でない一般外交の場合においても現地情勢に応じて安全保障や外交機密の確保の必要があると認められる時は臨機応変に旅費基準額や宿泊基準額を超えることを認めるべきものとし、経費節約よりも国家利益と国家公務員の生命財産の保護が優先されるべきものと思います。
37	宿泊手当は主に夕朝食代のための規定ということか。宿泊に際し必要となる駐車場代や宿泊税は宿泊費として支給するというものでよいか。
38	せつかく行政事務の合理化を図るために、命令簿・請求書等の様式を廃止としたのに、必要な記載又は記録事項がほぼ現行様式と同じで少し残念です。 例えば、支給年月日や支給額や支払先は、他の書類で確認できるのではないのでしょうか。わざわざ転記する時間も無駄なうえ、誤った金額等を転記してしまう可能性もあり、本当に必要な記載又は記録事項なのか疑問を感じます。 あと、命令簿記載事項の用務先と到着地の違いがよく分かりません。
39	車賃の廃止について意見を提出します。タクシーやレンタカーを利用した場合の旅費がその他の交通費とし

	<p>て支給可能になったことは現実に合った改正であります。一方でこれまでの車賃1キロ37円という基準が廃止されたことにより、自家用自動車又は公用車等を利用した場合の算定根拠がなくなりました。これまで地方自治体の多くも車賃の基準を自家用車利用の旅費の算定根拠としていました。「国家公務員等の旅費に関する法律施行令案に対する意見募集の結果」においては「当該移動に要する費用の算定方法については、個々の旅行ごとに実情が異なることから、一律に規定することは考えておらず、各府省等で個別に判断することを想定しております。」としています。車種による燃費の違いや地域による燃料価格の違いなどの実情を考慮すると一律に規定することは難しい事情はよく分かりますが、財務省令が事実上、各省の基準となり、各地方自治体の旅費条例の基準となることを考慮すると指標となる参考価格の明示が必要であると思います。</p>
40	<p>国家公務員の旅行に税金を支出するなど、言語道断である。</p> <p>そもそも、公務員は我々市民の血税で生かされているサーヴァントであることを常に肝に銘じるべきである。旅行費用まで払うのは、税金の二重支給であるので即刻止めるべきだ。</p>
41	<p>公務員の旅行にお金をだすなら、同じ税金生活者である生活保護受給者にも、月に1回くらいの海外旅行費用を出さなければ不公平だと思います。</p>
42	<p>「宿泊費の上限額および海外旅行の宿泊手当のシンプル化」「宿泊費の上限額の増額」の二点について意見を提出いたします。</p> <p>宿泊費の上限額および海外旅行の宿泊手当が各都道府県ごと・各国ごとに定められていますが、千円単位の非常に細かい区分となっており、把握・運用がしづらいために経費精算・予算執行にかかる担当行政官の負担を増加させないかを非常に危惧しています。上限額の区分および海外旅行の宿泊手当は、国内で4種別、海外で6種別程度とし、シンプルなものとしてはいかがでしょうか。省令案を大きくくり化する形で修正するという意見です。職階による区分を6区分から3区分とシンプルにしたにもかかわらず、地域区分が2区分から12区分に増えるのは非常に複雑で分かりにくいです（本件との関係は浅いですが、地域手当もシンプル化が行われ、0%-20%のレンジは維持しつつも6区分になっています）。</p>

	<p>省令案において、国内に関しては、10級までをひとつの区分としていますので、もともとの旅費規定の7級以上に相当する甲地方13,100円、乙地方11,800円がベースとなる金額と思われます。ここから宿泊手当2,400円を引きますと乙地方では9,400円となりますから、まずはこれを切り上げた10,000円を国内旅行における宿泊費の上限額の「最低の地域の額」としてはいかがでしょうか。土曜日の夜に宿泊するような出張も所属官庁や職種によっては珍しくなく（例えば、環境省のレンジャー職ではそういった事例は多いとお聞きします）、また、地方であっても国立公園のような「田舎」では競合が少ないために市場が寡占となっており、地方都市よりも宿泊料金が高くなってしまいうケースは珍しくありません。例えば、福島県は8,000円が上限となっていますが、用務先付近に土曜日にホテルを取ろうとした場合、8,000円では全く足りないということも考えられますし、自腹を避けるため安価な宿泊施設に宿泊しようとするあまり本来必要でないにも関わらずレンタカーを借りて用務に当たるような可能性も多分に考えられ、それでは本末転倒になります。そのため、あくまで上限額でありますので、省令案よりももう少し増額することをご検討いただけないでしょうか。私の提案であれば、福島県でも+2,000円となりますから、原案よりもそのような事案を防げると考えています。いくら十三条2の二があるとはいえ、局・課によって旅行命令権者が認めるとい例外条項を頻りに適用しなければならなくなるのは、出張する行政官および旅行命令権者である行政官の負担が増加することにつながりかねませんし、旅行命令権者によって「価値観」は非常に差異があるものと思われるので、そういった観点からもご検討いただき、省令案をご検討いただければと思います。</p>
43	<p>現在国家公務員として働いている者です。全国転勤がある省庁であり、4月に転居を伴う異動が少なくありません。7月異動の財務省では問題とならないかもしれませんが、4月時期の異動は運送業者も繁忙期であり、その場で契約しなければ見積りを出さない業者などもあり複数見積りが困難です。見積りサイトを使用しても本見積りより安く提示する業者が多く、最も経済的な者に依頼するのも困難です。省令第15条により複数見積りの旨規定がありますが、運送業者に見積り辞退された場合等やむを得ない場合の例外規定をいただきたいと存じます。</p>
44	<p>1. 参照条文 P.5 に「国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）（抄）」第一条 2</p>

	<p>三に”？”がある。誤った内容が掲載されている資料で意見募集をするのは問題ではないか。</p> <p>2. 単身赴任者が、出張先が自宅となる場合（自宅：東京、単身赴任場所：大阪などで東京に出張する場合）、自宅に宿泊する場合は当然宿泊費を支給する必要は無い。しかしながら、自宅に宿泊するしないで、用務先への業務がなくなることはないため、私事都合として片道の交通費を無くすこと（不支給とすること）などは明示してやめていただきたい。</p> <p>また、自宅宿泊時の自宅からの交通費も宿泊費と比較して安価であれば支給するべきと考える。これは、自宅に宿泊した方が安くなるのに、結果的に手出しが多くなることから自宅に泊まることを選択しなくなり、結果的に旅費を多く支給することとなり不経済につながると考えられるためである。</p> <p>3. 出張後のプライベートな事由等で滞在する場合（自宅に帰る、観光するなど）については、（追加の宿泊費は当然支給するべきではないが）復路の交通費を支給することを規定いただきたい。</p> <p>民間ではこういった取り組みを行っており、また、通常の出張で発生する費用内であり、国に損害を与えるものではない。</p> <p>4. 民間の料金ルールなどは近年頻繁に変わることを踏まえると、本省令や下位規定について、1年に1度見直すなど規定を設けるべきと考える。（LCCなど登場して10年以上経つが、今までの規定は世間とかけ離れていたと考える。）</p>
<p>45</p>	<p>国家公務員棟の旅費支給規定の一部を改正する省令第十三条関係の別表第二「宿泊費基準額」（第十三条関係）につきまして下記のとおり意見を提出いたします。</p> <p>二 外国 「中華人民共和国」 中「瀋陽」の宿泊費につきまして、現実との乖離が著しいものと思われま す。 改正案では職務の級が10級以下の者については9,000円が上限となっています。</p>

	<p>昨年度、本年度と日本政府事業の下請けで中国出張の機会があり、瀋陽の中心部の一般的なホテルに宿泊いたしました。ホテルの宿泊費は、63名朝食付きで、一泊11,600円はかかっております。旅行代理店を通じた契約であったためマージンは発生しているものと思われませんが、宿泊費9,000円に宿泊手当の3分の1である1,700円を加えても、到底及ばない金額となっております。</p> <p>瀋陽の宿泊費につきましては再考、即ち増額の余地があるのではないのでしょうか。</p>
46	<p>本省令案が決定した場合、国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針（昭和27年4月15日蔵計第922号大蔵省主計局長通牒）は、廃止となるのか。あるいは、全部又は一部を改正する予定か。</p>
47	<p>現役の国家公務員です。 旅費が業務に直接影響することからコメントいたします。</p> <p>・別表第二について 改正前は、一部の大都市部は高めの設定としていました。今回は都道府県単位で改正となっているが、同じ都道府県でも都市部や観光地とそれ以外とでホテル代が異なると思われるので、これらを分けて規定した方がよいのではないかと思います。</p> <p>また、現行のホテルの値上がりを加味すると「職務の級が十級以上」は最低10000円からでなければ泊まれるホテルは少なく、職員による持ち出しが今まで以上に増加すると思料され、改悪となっていないかと考えます。</p> <p>・第13条第2項第2号及び同条第3項第4号 現在も同様の規定がありますが、実務として基本的に認められず自腹となっているため、より柔軟な運用にしたいです。</p> <p>また、用務地から安くて遠いホテルと近くて高いホテルとの比較の観点で、移動にかかる交通代との balan</p>

	<p>スも検討要素した方がよいと思われます。現在の規定では、ただ安ければよいという発想の規定となっています。</p>
48	<p>転居費の算定については、複数の見積もりが原則になっているように見受けられる。しかしながら現状の運用においても、複数の見積もりが、職員にとっても引越し業者にとっても相当の負担になっているとの声も聞かれる。</p> <p>また、他の問題として、引越し業者が職員に粗品以上のお礼を渡している可能性も排除できない。通常、引越しの見積もりにおいて、業者は初めやや高めの金額を提示し、その後、他の企業の見積金額をにらみながら金額を少しずつ下げて提示しなおす。その過程で、他の企業との交渉を早々に切り上げさせる代わりに、職員にお礼の品もしくはキックバックを提案し、結果的にやや高い金額で交渉をまとめようとする企業も存在する（実際にその提案を受ければ、公務員は違法になるのだろうか）。</p> <p>今般の旅費法改正では、そのような事例も含め不正に対しては速やかに対処しようとする姿勢が見受けられるが、先述のように転居費に関しては、見積もりが必ずしもいいとは言えず、不正が発生する余地が大きい。そこで、すぐには言わなくても、例えば内国旅行の際に、特定の業者と包括契約してフライトやホテルを手配してもらうことができるように、転居の際も特定の業者をあらかじめ決めて、その業者経由で引越しができるような規定を作っておくべきではないか。なお、包括契約をしておくかどうかは省庁ごとの判断に任せてもいいかもしれないが。</p> <p>包括契約の際に、あらかじめ正規料金よりも多少割り引くことを決めておけば、結果的に現状のよくわからない複数見積りを取るよりも安くなる可能性もあるし、ごく限られた期間で転居の準備をしなければならない職員にとっても、はるかに負担は少ないと考えられる。</p>
49	<p>夫が公務員ですが、数年ごとに引っ越しを余儀なくされています。引っ越し費用は数年前から掛かったお金が払われるようになったため、お金の負担はだおぶへりました。</p> <p>それでも何故か、車を運ぶ費用は払ってくれません。直近では愛媛県から宮城県へ引越すことになり、大変な思いをしながら、夫と交代で車を運転しました。</p>

	<p>転勤先での仕事もあるため、ゆっくり移動することはできず、時間に追われながら、体力との闘いでした。本当に大変でした。最後の方は朦朧としてきて、いつ事故を起こしてもおかしくないような状態で運転しました。夫とも途中で険悪な空気になったり散々でした。</p> <p>なぜ車を運んでもらう経費は払ってくれないのでしょうか？地方で生活している人間にとっては生活必需品です。タンスや冷蔵庫と同じです。</p> <p>転勤するだけでも精神的負担が凄いのに、毎回このような大変な思いをするのは耐えられません。常識の範囲で、かかったお金は払うようにしてください。従業員を大事にしない企業は終わりです。切実にお願いします。</p>
50	<p>職務の関係上、頻繁に出張があります。</p> <p>省令案では色々な経費について領収書の提出を義務付けるようですが、電車にまで求めるのはナンセンスだと思います。</p> <p>頻繁に出歩いている立場からすると、紛失するリスクも高いですし、仕事のためにお金を払っているのに、紛失したら支払われないなんて、堪ったものではありません。</p> <p>ホテルとかは実費を支給してくれるようであり難いですし、領収書が必要なのも分かります。</p> <p>でも、電車賃も必要というのはやっぱり納得がいきません。</p> <p>どうか、より現実的な内容になるよう考え直してください。よろしくお願いします。</p>
51	<p>細かい点で恐縮ですが、下記の条文が脱字と思われる箇所がありましたので、改めてご確認ください。</p> <p>省令案 第二十一条 法三条？</p> <p>本来の案</p>

	第二十一条 法第三条？
52	宿泊手当の2,400円のうち宿泊当日の夕食が800円、翌日の朝食800円とのことですが、残り800円は何にあたる手当額でしょうか。
53	その他の交通費 バスに関する「その支払いを証明するに足る資料」 長距離の高速バスは領収書の発行があるが、現金払いの路線バス、コミュニティバス、空港行高速リムジンバスなど予約を必要としないバスでは、領収書を貰えないケースがある。 バスの整理券や切符などの写真を撮る必要があるのか？
54	国内旅行の宿泊上限額について 都道府県の宿泊上限額の幅がかなりあるかと思われそうですが、何の調査によるものを基準としているのか。上限額が最低額の都道府県には、職員の宿泊施設等がある等の事情があるのでしょうか。 また、上限額の見直しのペースは決まっていますか。 上限額を設けた理由は。職員が上限額ギリギリの金額をつかうこと想定したためか。
55	1. 第15条第2項の「国費による支給が適当でない費用」とは具体的にどういうものを想定しているのか 2. 第19条第1項第3号口で「出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費」とあるが、出張地が複数あった場合はどこからになるのか、また、本邦内とはどこを指すのか（本邦内の在勤地までなのか、空港までなのか、自宅までなのか） 3. 第20条第1項第1号口の「死亡地から新居住地」及び同項第3号「居住地から帰住地」までの旅費を出す理由は何か 4. 第20条第1項第3号で「(宿泊費及び包括宿泊費は除く。）」とあるが、宿泊手当は出るのか 5. 別表第2の宿泊費の区分ごとの金額の根拠はなにか。また、なぜ都道府県ごとに分けたのか 6. 別表第3の宿泊手当の金額の根拠はなにか。 7. 別表第5の死亡手当の金額の根拠は何か。また死亡手当は手当と言っているが非課税なのか。

56

- ・出張とあわせて私事の旅行を行う際は、往路復路いずれも、在勤官署（住所、居所含む）から出張先までの交通費と私事の旅行先から出張先の交通費を比べて安価な方で旅費を支給ということでしょうか。（いままでは復路は出張先から在勤官署で支給が固定だったため確認しました。）
- ・国内、海外いずれにおいても長期出張（数週間？数ヶ月単位等）の場合、ウィークリーマンションや賃貸住宅に滞在する場合ことは問題ないか。また、宿泊手当の支給もしてよろしいでしょうか。
- ・最近増えている宿泊税は宿泊施設を予約した際には金額は表示されず、現地の宿泊施設で別途請求される。このため、宿泊税は宿泊費に含まれず宿泊手当の雑費という考え方でよろしいでしょうか。
- ・海外の交通費について実費になりますが、特急等であれば料金をインターネットで検索できますが、通常の電車等は調べることができません。どのように審査する想定でしょうか。
- ・宿泊費基準額を超える場合において、旅行代理店と契約（契約書等で最安値で提案するように記載有）して依頼していれば、最も安価である証明書類の資料の添付は不要ということでしょうか。
- ・海外の宿泊施設の領収書等に食事について記載されていない場合がありますが、この場合は出張者に確認して宿泊手当を支給するというでしょうか。
- ・飛行機の機中が長い場合について、見積書や領収書には食事についてほとんどありません。また、時差等があり、朝食、昼食、夕食の判別ができない場合があります。この場合は出張者に確認して宿泊手当を支給するというでしょうか。
- ・宿泊費基準額を超える場合の宿泊施設の検索はメタサーチサイトではなく旅行代理店1社のサイトで最安値を探すかたちでよろしいでしょうか。また、パックについても同様でしょうか。
- ・アーリーチェックインやレイトチェックアウトの宿泊費と宿泊手当は支給可能ということでしょうか。
- ・宿泊施設等の予約の際の電子マネーでの支払及び私事のポイントの利用で値引きになったとしても、ポイント部分を支給ということでしょうか。（楽天等においては予約時は電子マネーで支払としても後日ポイント支払に変更することも可能です。）

57

○今般の旅費法改正は、地方自治体や民間企業等の旅費制度に大きな影響を与える制度改正であり、また、財源が税金で賄われているところ、公金の支出を明瞭にする観点からも、制度全般について広く国民に周知すべき。(財務省ホームページで旅費業務に関する標準マニュアルに相当する資料を含めた制度内容を周知すること等が必要と考える。)

○タクシー、レンタカー、自家用自動車又は公用車等を利用した場合の旅費の取扱いについては、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令案に対する意見募集の結果について」によると、その他の交通費として支給可能となるとのことであり、費用の算定方法については、個々の旅行ごとに実情が異なることから、一律に規定することは考えておらず、各府省等で個別に判断することを想定しているとのことであった。

また、その他の交通費の請求に係る添付資料について、財務省令によると、その支払を証明するに足る資料とある。

具体的な運用については、各府省等で定められることと思うが、上記のとおり我々国民の視点からも不正のチェックをすることができる体制を整えることが必要と考えられるため、制度上の建て付けとして上記のような形をとることはやむを得ないと考えられるが、例えば、財務省ホームページ等において、財務省の取扱いを例示する等、国民が制度の内容を詳細に把握することができる体制を整えることが適当であると考ええる。

○宿泊費基準額(上限額)について、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令案に対する意見募集の結果について」によると、ホテル等の宿泊施設の実勢価格を調査し、その結果を踏まえ、適切な水準に設定することを検討しているとのことだったが、当該実勢価格の調査は毎年行うこととなるのか。物価の変動が大きい昨今の情勢を踏まえると、頻繁に調査を行わない限り、適正な価格の反映はできないと考えるが如何か。

また、調査結果については、適正な支出かどうかを判断する上で重要な指標であることから、財務省ホームページ等において周知する必要があると考えるが如何か。

○宿泊手当の定額については、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令案に対する意見募集の結果について」によると、民間の支給実態等を調査し、その結果を踏まえて、適切な水準に設定するとのことだが、構成要素や算定根拠を示すことはできないか。それらの内容が分からないと適正な金額であるかどうか、国民の

目線で意見を述べることができないと考える。

○鉄道やバスを利用した場合、現金と IC カードで料金が異なることがあるが、運賃が低廉な支払方法により旅費を支給する必要があるのか。

○請求書に添付する資料について、その支払を証明するに足る資料とあるが、IC カードの利用明細については、都度添付することとなるのか。

○宿泊費については、特別な事情がある場合として財務省令で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額を支給することができるとしており、財務省令において、内国の宿泊及び外国の宿泊において、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するときと規定がある。公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件は一概に規定できるものではないものの、一定の指標は必要と考えるが、用務地までの距離や時間等といった大まかな指標をお示しいただきたい。

○異動に伴う引っ越し費用については上限を設けないのか。

適正な費用を選定するため、国内外とも(1)複数の運送業者から見積もりを取り、最も経済的なものを選ぶ(2)国が事前に契約した運送業者を利用するとの選択肢を用意しているが、上限がない場合、公費の支出が増えることが想定されるため、上限を設けるべきではないか。

また、転勤者本人が宅配便や自家用車などを利用して家財を運ぶ場合、(1)の手法で算定した額の範囲内で費用の支給を認めることとなっているが、自前での引っ越しにより費用を抑えようとしている者に複数の運送業者から見積もりを取ることを強いることは、結果的に自前での引っ越しを排除し、引っ越し費用をいたずらに高くすることにつながる(公費の過大な支出を招くことに繋がる)のではないか。

宿泊費のように調査を行い、上限額を設けるべきではないか。

○制度改正後、国においては、通勤手当と旅費の調整を行うのか。調整を行う場合、どのように行うこととなるのか。

特に、交通用具利用で通勤手当を認定されている者が自家用車で出張した場合、どのような場合に、どのようにして旅費を調整することになるのか。

	<p>○航空機を利用する移動について、格安航空会社を利用した場合の取扱いはどのように取り扱う予定か。各航空会社で運賃タイプを複数設けているが、全て旅費の支給対象となるのか、必要最低限のもののみか。</p>
58	<p>鉄道賃などでは、距離制限は設けないとあるが、極端に短い距離の新幹線利用も許されることとなるのか。各省庁の運用の中での取り決めをもうけるのか。例えば緊急を要する場合等。 使用実績等は公表されるのか。 悪質な利用が増えることが懸念される。</p>
59	<p>旅費法の見直しは物価高の高騰が発端になったのだから、一部都道府県の上限額が現行法令の上限額より低くなることは納得しかねる。 改正後の宿泊費は最低でも現行の宿泊費と同等、もしくはそれ以上にすべきではないか。</p>
60	<p>どのような議論があって、上限額が決められたのでしょうか。実際に現地の状況を見て回られたのでしょうか。 国内の宿泊費について、福島県等の一部の都道府県は上限がさがっており、昨今の宿泊費高騰が全く考慮されていないのではないのでしょうか 決定に当たって、こういったエビデンスを用いたのかが不明瞭であり説明に欠けます。納得できるような説明を示す必要があるのではないのでしょうか。</p>
61	<p>現行の公務員が複数人で出張する場合、職階により泊まれるところが異なるため、不便が生じている等の声を聴く。 例えばAさんは、泊まれるホテルでも若いBさんは止まれないため、Bさんが泊まれるところを探すと出張先からかなり遠くの場所になる。 また、出張先近くにホテルがあっても上限があるため、泊まるところが近くのホテルではなく遠くの不便な場所になるなどの声を聴く。 特に若い職員は給与が少ないうえに宿泊等でも安いところに止まらざるを得ない状況である。 職階による宿泊施設を差別することはなくすべきである。</p>

<p>62</p>	<p>令和5年9月8日旅費業務効率化推進会議決定 旅費業務プロセスの改善方針において のIV3. (2)において(業務の効率化のため)自宅発着の場合には、在勤地発着の交通費と比較することなく自宅 発着の交通費を支給する(法令)(マニュアル)(システム)と示されている一方で 今回の省令案第29条において 在勤官署等以外の地を出発地として旅行する場合の当該地と目的地までの旅 費の額と在勤官署等と目的地の旅費の額を比較し、いずれか少ない額を旅費の支給額とするように示されて いる 上記推進会議決定のIV3. (2)と今回の省令案第29条の整合性はどのようにお考えか</p>
<p>63</p>	<p>旅費業務プロセスの改善方針 令和5年9月8日旅費業務効率化推進会議決定 IV3. (2)において(業務の省力化のため)自宅発着の場合には、在勤地発着の交通費と比較することなく自宅発 着の旅費を支給する【法令】【マニュアル】【システム】と示されている 一方今回の省令案29条では在勤官署等以外を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤官署 等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤官署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない方 の額とすると示されている 推進会議決定IV3. (2)と省令案29条の整合性についてどのようにお考えか</p>
<p>64</p>	<p>今回の旅費法改正では事務手続の簡素化・効率化の視点があったが省令案の別表とりわけ別表二の宿泊費や 別表三の宿泊手当において極めて細やかな地域区分がなされている実費弁償も重要だがこのような細かい区分 の別表のもとでは宿泊費や宿泊手当を細かい別表と逐一見比べながら実務をすることとなり事務の効率化ど ころか事務負担の増となる さらに人がやる以上細かい区分の別表のもとでは見比べ間違いによる宿泊費や宿泊手当の支給誤りが多く発 生しないか懸念している これらの点についてどのようにお考えか</p>
<p>65</p>	<p>省令案第28条において実地監査が示されているが 実地監査の体制や方法についてどのように想定しているのか</p>

66	<p>公務旅行において近距離の市町村間あるいは用務先の属する市町村内の移動のうち路線バス（その他交通費）による移動や鉄道運賃（切符やICカードによるもの）移動など領収書の受領そのものあるいは、乗降車その場での領収書の受領が困難なものがある</p> <p>一方で省令案別表第六請求書に添付する資料として鉄道賃にあっては運賃の等級及び額を証明するに足る資料その他の交通費にあってはその支払いを証明するに足る資料と規定されているが</p> <p>上記の理由により領収書の受領ができない移動においては旅行者にどのような資料を請求書に添付させれば運賃の等級及び額あるいはその支払いを証明するに足る資料となるのか具体的にお示しください</p>
67	<p>鉄道賃や船賃において運賃や特急料金、寝台料金、特別車両料金の内訳について交通機関が発行する領収書に記載されておらずこれらの合計額だけが記載されている事例が多いと考える</p> <p>省令案別表第六において請求書に添付する資料として運賃や特急料金、寝台料金、特別車両料金について個々に運賃の等級及び額を証明するに足る資料あるいはその支払いを証明するに足る資料と規定されているが合計額だけの記載しかない領収書を旅行者が受領したとき請求書に旅行者がどのような資料を添付すれば運賃や特急料金、寝台料金、特別車両料金について証明するに足る資料あるいはその支払いを証明するに足る資料を添付したこととなるのか具体的に示してください</p>
68	<p>公務旅行において旅行者の所有する自家用車による移動がその他交通費に位置付いたが領収書だけでは旅行者の私用の移動の分の燃料費と公務旅行の移動の分の燃料費を切り分けることは困難である</p> <p>省令別表第六において請求書に添付する資料としてその他交通費はその支払を証明するに足る資料と規定されているが</p> <p>請求書について旅行者にどのような資料を添付させれば支払いのうち公務旅行の移動の分を抜き出したことが証明できるに足る資料となるのか具体的に示してください</p>
69	<p>宿泊費について宿泊先が発行する領収書において宿泊費と宿泊先が提供した夕朝食の有無が記載されていない（金額についてこれらの合計額のみが記載されている）事例が多いと考える</p>

	<p>宿泊費については領収書の請求書への添付により支払いを証明できると考えるが領収書に夕朝食の有無の記載がない場合 宿泊手当について減額の有無をどのように判断すれば良いか</p> <p>仮に旅行者に別に 宿泊先が提供した夕朝食の有無が確認できる資料の添付を求めることとする場合どのような書類が支払いを証明するに足る書類か具体的に示してくださいどのような資料を求</p>
70	<p>省令案別表第六請求書に添付する資料について各機関に属さない方(いわゆる外部の方)に対しても各機関に属する者が添付する資料と全く同じ水準の資料の添付を求めるのか</p> <p>外部の方の立場や居住先によっては添付する資料の認識合わせや資料のやり取りに相当な労力を要すると考えるがいかがか</p>
71	<p>宿泊手当に夕食代が含まれるとのことだが、宿泊を伴わず帰宅が遅くなる出張命令を受けた場合に夕食代が必要だと思いますが支給可能でしょうか。</p>
72	<p>宿泊費基準額について基本的な質問です。</p> <p>宿泊プランに朝食と夕食のいずれか若しくは両方含まれていても別表第二の基準額を上限に宿泊費を支給するとの認識でよろしいでしょうか。</p>
73	<ul style="list-style-type: none"> ・海外出張の航空便で深夜到着発着する便を利用する際、宿泊ではなくアーリーチェックイン、レイトチェックアウトを利用することがあると思いますが、アーリーチェックイン、レイトチェックアウト分の宿泊費は国費から旅費として支給されるのでしょうか。また、宿泊日当も支給されることになるのでしょうか。 ・海外出張の経由地での乗り継ぎ時間が長い時間の場合、デユースのホテル代は支給されるのでしょうか。 ・国内、国外問わず宿泊費、宿泊日当は年度毎、場所ごとに見直されるのでしょうか。もしくは数年ごとに見直されるのでしょうか。 ・黄熱病、破傷風及び狂犬病等の予防注射の必要な経費は支給されるのでしょうか。支給される場合何を基準にして支給の可否を判断するのでしょうか。
74	<p>一般財団法人で旅費規程を担当している者です。</p>

	<p>今般の旅費法改正に併せて、部内旅費規程の改正をすべく、改正法、政令及び今般の財務省令案を拝見しております中で、1点気になる点がありますので、その点を申し上げさせていただきたいと思えます。</p> <p>「沖縄」への旅行は内国旅行に該当するのか、それとも外国旅行に該当するのか今ひとつ判然としません。昭和47年の沖縄復帰前後において、旅費法第2条及び財務省令は変更されておらず、素直に読めば、本邦に属していないと読めます。</p> <p>私の理解が不足しているのかもしれませんが、1点気になる点として申し上げさせていただきます。</p>
<p>75</p>	<p>1. 国外出張の際の宿泊手当について</p> <p>まず、改正前の「日当」の構成要素の1つとして、「旅行中の昼食代を含む諸雑費」が想定されていたところ、昼食代については通常の勤務時でも必要となることから、支給しないものと整理されたと認識している。</p> <p>次に、改正規則第14条第2項の定めから、宿泊手当を構成する要素は、以下のとおりであると推察される。</p> <p>「(1)朝食における掛かり増し費用(3分の1) (2)夕食における掛かり増し費用(3分の1) (3)宿泊により生じる掛かり増し費用(3分の1)」</p> <p>ここで、国外での宿泊について、検討する。</p> <p>国外での2泊3日の出張を想定すると、宿泊手当は2夜分支給される。ここで補填される費用は、朝食2日分・夕食2日分・宿泊2日分である。</p> <p>出発・到着時刻にかかわらず、2泊3日の出張においては、中日(2日目)の昼食について、必ず喫食が必要となる。</p> <p>物価の大きく変動する国外においては、通常の勤務時と比べ、昼食代においても掛かり増し費用が発生することは想定に難くない。</p> <p>この場合、この掛かり増し費用は支給されないことになるが、その整合性については、どのように理解すればよろしいか。</p>

	<p>2. 宿泊費と宿泊手当の区分設定について</p> <p>第 13 条の定める宿泊費基準額と、第 14 条の定める宿泊手当を比較すると、宿泊費基準額は職務の級に応じて基準額が異なるが、宿泊手当は一律で設定されている。これは、どのような意図があり、職務の級に応じた、または一律の金額を設定しているのか。</p>
76	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給区分 役職区分を 3 区分に変更した理由と区分ごとの考え方の教えてください。 ・ 鉄道賃 特急料金の距離規定を廃止したことにより、特急料金支給の考え方や認定方法。近距離でも支給対象となるのか教えてください。 ・ 宿泊費基準額 設定根拠を教えてください。 今後の世の中の情勢に合わせてどれくらいの頻度で改正を考えているのか教えてください。 ・ 家族移転費 対象を同居家族とするがどの証憑書類をもって同居家族の認定を行うのか教えてください。 胎児の取り扱いが削除されていますが、新旅費法では胎児は同居家族対象外という認識でよろしいか教えてください。 ・ 宿泊手当 朝食・夕食の 800 円の根拠を教えてください。 食費以外は何を想定されたものか教えてください。
77	<p>人の要求を査定する際は算出根拠を求めるのに、自分たちの場合は算出根拠を示さないのはどういうことか？</p> <p>特に各都道府県の宿泊費基準額について、算出根拠を明確に示されたい。</p>
78	<p>私事旅行について、国家公務員等の旅費に関する法律施行令のパブリックコメントにて、財務省令で定める</p>

	<p>予定だという回答を拝見しました。</p> <p>私事旅行またはそれに類似するものの記載がないが、私事旅行は認められない(旅費は支給されない)ということでしょうか。</p>
79	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バスや近距離の鉄道利用まで領収書を徴取するのは現実的ではないと思います。 ・ 通勤手当との照合は現実的にはかなり難しいと思われます。 ・ 宿泊費基準額が実態に合っていないと思われます(安い)。外国においては、国ごとよりさらに細かく都市まで設定されており、計算業務が非常に煩雑になると思われます。 ・ 実費支給となれば領収書その他書類のやり取りが膨大になるため、清算に係る期間(2週間)は難しいと思われます。 ・ すべての領収書を徴取してからの計算になるため、旅行者への支給に時間がかかることとなります。 ・ 各機関で出張に係るシステムの改修費が膨大になりますが、それに対して措置はありますか。
80	<p>別表第二の外国宿泊費基準額について</p> <p>ドイツの区部において、ドイツにはフランクフルトを冠する都市が2つある。1つはヘッセン州にある都市、もう1つはブランデンブルク州にある都市である。</p> <p>本省令案で想定されるフランクフルトとは、ヘッセン州にある都市と思われるので、誤解を招かないように「フランクフルト・アム・マイン」と記載してはどうか。</p>
81	<p>別表第二におけるイラクの宿泊費基準額において、「バグダット」との記載があるが、外務省のホームページでは、「バグダッド」と記載されている。政府として、表記を統一すべきである。</p>
82	<p>ロシアの宿泊費基準額において、ユジノサハリンスクが記載されているが、我が国は、ロシアによる南樺太領有を認めていない。そのため、別途記載することは、当該国による領有を認めたものと外交上発信したと解される恐れがある。</p> <p>別の例で言えば、現在台湾を国家承認しておらず本省令案に記載していないことから、ユジノサハリンス</p>

	<p>クを別途記載するべきではないと考える。</p> <p>なお、ロシアの宿泊費基準額は全て同じであるため、当該都市を記載せずとも運用上問題はないと考える。</p>
83	<p>宿泊手当について</p> <p>定額 2,400 円が夕食付プランで 1,600 円（マイナス 800 円）、夕食朝食付プランで 800 円（マイナス 1,600 円）とのことであるが、残り 800 円はどのような項目にあたる部分でしょうか。</p>
84	<p>○第 21 条の所属庁がない場合は、東京都とのことであるが、東京都のどこで計算したらよいか。</p> <p>○出張の例に準じとあるが、どのような出張の例があるのか。</p> <p>○別表 6 の 11 及び 12 の各 1 つめに記載されている、「掲げる資料」と「規定する資料」の意味合いは同じか。</p> <p>○旅行命令簿、旅行依頼簿は職員個人ごとに作成することとなっているが、記載事項全てを網羅できていれば、一覧として作成して差し支えないか。</p>
85	<p>宿泊手当について、本邦の場合は都道府県一律の金額となっている。一方、外国は国ごとに異なる金額となっており非合理的と考える。ほとんどの国の宿泊手当は、一夜につき 5,400 円となっており、当該金額と異なる額の国は、約 1 割程度に過ぎない。したがって、外国も一夜につき一律 5,400 円にしてはどうか。</p>
86	<ul style="list-style-type: none"> ・様式が削られています。旅行命令簿、請求書等の種類及び記載する内容が多岐に渡るため、命令簿、請求書等の様式を作成しにくい。例示等は示していただくことは難しいでしょうか。 ・着後手当は、定額で支給されていますが、着後滞在費は、赴任に伴う新居以外のホテル等に実際に滞在した場合のみ、支給ということでしょうか。 ・第 15 条において、外国旅行の容積又は重量どちらが優先されますか。また、どのように測定し、証明するのでしょうか。 ・第 15 条第 1 条第 3 号但し書きについて、引っ越し業者に依頼したものとして算定額を超える時は、第 1 号の額とするとのことですが、宅急便等を使用する場合でも、引越し行社への見積もりが 1 つ以上必要ということでしょうか。 ・第 16 条の「同一市町村」とは、村が違ってても市が同じであれば、第 16 条に該当するということでしょうか。

	<p>でしょうか。</p> <p>・第14条第1項第1号口において、「イに規程する場合に該当せず」とありますが、赴任を命ぜられた日に同居しておらず、家族が別の場所から、新住所に引っ越すこととなった場合も該当するのでしょうか。</p>
87	<p>第13条の別表第二を参照すると、本邦における10級以下の者の宿泊基準額が、東京都で19,000円に対して岡山県では10,000円となっていますが、都道府県ごとに区分を設けることに反対です。</p> <p>つきましては、本邦における都道府県ごとの区分を無くし国家全体で統一の基準を適用するように改めていただきたいと思います。</p> <p>東京都が19,000円ならば岡山県も19,000円でなければ不公平だと考えます。</p> <p>もっとも、地域手当においても東京都特別区が20%に対して岡山県が3%という区分けがなされていますが、これについても国家全体で統一の基準を適用すべきとの考えを持っておりますので、同じ思考の基準を適用するに、上述のとおり「第13条の別表第二の本邦における10級以下の者の宿泊基準額」は全国统一の基準であることが国家統治の観点からも妥当だと考える次第です。</p> <p>簡単に言うと「東京ばかりずるいんじゃないの？」という嫉妬にも似た感情を持っておるといことでご理解ご検討の程どうぞよろしくお願いいたします</p>
88	<p>1. 宿泊手当について、14条3項では移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額の調整については、朝食、夕食のどちらが含まれるかにかかわらず、3分の1の額となっているため、14条2項の規定と同様、3分の1の額又は3分の2の額となるようにすべきと考えます。</p> <p>2. 15条1項2号について、旅行役務提供者が家財の運送を行う場合も同項1号のように複数の業者に見積もりをさせる規定にすべきと考えます。</p> <p>3. 宿泊料が実費になる場合、他に安いホテルがあるにもかかわらず、できるだけ宿泊費上限のホテルに泊まろうという意識が働きモラルハザードになる場合もあるかと考えます。このような場合はどのような対応を</p>

	<p>考えておられるのでしょうか。その場合に対応できるような規定を設けるべきと考えます。</p> <p>4. 職員がいったんクレジット決済で旅費を立て替えた場合について、クレジット決済に伴うポイントは本来国に属するものではないでしょうか。ポイント分を精算しないと給与法外の給付となり問題があり、また、税法上も問題があるため、ポイント分を差し引いた額を実費とする規定にすべきではないでしょうか。クレジット決済のポイント分はどのように考えておられるのでしょうか。</p> <p>5. 宿泊費の上限について、13条2項2号の公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するときという規定は、確認が非常に困難と考えます。別表第6の請求書に添付する資料の証明するに足る書類ではなく、もう少し具体的に記載した方がよいのではないのでしょうか。また、具体的にどのような書類を想定しているのでしょうか。</p> <p>6. 鉄道賃は、切符など領収書が出ないケースが想定され、別表第6のその支払を証明するに足る資料を常に求めるのは困難と考えます。一定の場合は資料の提出を除外できる規定を設けるべきと考えます。</p>
<p>89</p>	<p>国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令案につきまして、雇用保険法施行規則に定める移転費や広域求職活動費等の項目の改正も行われることになりそうですでしょうか。</p> <p>車賃や着後手当に関する文言や、各種旅費の支給基準や支給額等についてですが。</p>
<p>90</p>	<p>旅行命令簿等の記載事項又は記録事項について、「概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額」を必要な記載事項又は記録事項とした主旨は何か。</p> <p>現行法における当該欄は、旅行命令権者に予算経理上の便宜を与えるために設けられた欄であると解釈しているが、そもそも旅行命令簿において予算経理上の何かを整理する必要はあるのか。</p> <p>旅行命令権者は予算上旅費の支出が可能である場合に旅行命令を発することができるため、予算経理につい</p>

	<p>ても把握しなければならないことは当然であるが、それを旅行命令簿で行うことに固執する必要はなく、事務の簡素化・効率化の面からも当該欄は不要ではないか。</p>
91	<p>旅行命令簿は職員ごとに作成することとなっているが、旅行内容が全く同一である場合において、個人別に作成することは合理的でなく、必要以上に用紙の消耗を来すことから、個人別の内訳を別表として添付し、一本の旅行命令簿としてもよいか。</p>
92	<p>旅費精算請求書は支出計算証拠書類として、支出負担行為即支出決定決議書とともに編綴することとなるが、支出官等が請求書に記載又は記録することとなる「支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日」について、ともに編綴してある支出負担行為即支出決定決議書と内容が重複するが、請求書に転記する必要があるのか。</p>
93	<p>宮島（広島県）や座間味島（沖縄県）等で導入されている訪問税は、運賃に付随する費用として船賃で支給することとなるか。またその場合、省令別表第6に規定する請求書に添付する資料については、その支払いを証明するに足る資料として領収書が必要となるということか。</p>
94	<p>宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用で、その額は省令別表第2に規定する宿泊費基準額の範囲内で実費額を支給することとなるが、宿泊に際し必要となる駐車場代や宿泊税についても実費額に含めるのか。</p>
95	<p>第6条において、発令年月日を記載する（第1条）とありますが、第4条において旅行命令等の変更があれば備考欄に変更前の発令年合浦を記載となります。</p> <p>旅行命令権者が、発令年月日を記載した記録を作り、その内容が変わった場合、当該発令日を変更した日付に修正（上書き）し、備考欄に変更前の発令年月日を記載するイメージでしょうか。</p> <p>こちらの記載事項又は記録事項の詳細が分かりかね、どのようなものをどのような形で作成したらよいか分かりかねますので、詳しくご回答いただきたいです。</p>
96	<p>国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令案について以下のとおり不明瞭な点を申し上げます。</p> <p>1. 旅費法施行令（第7条第2項）及び交通費支給</p>

4 等級以下で 24 時間以上のフライトの場合、適用運賃は、「最下級の直近上位の運賃」と改正案で示していますが、
出発地から到着地までに乗継がある場合、航空会社によっては、乗継便のどちらかはプレミアムエコノミー、もう一方はビジネスクラスしか設定がない場合があります。
この場合、料金自体は、出発地から帰着地までの通しで購入すると、高額なクラス料金が適応されるため、搭乗するクラスがプレミアムエコノミーであっても、ビジネスクラス金額を請求されますが、「最下級の直近上位の運賃」がプレミアムエコノミー、ビジネスどちらに搭乗しても同額で、且つその根拠を示すことができるのであれば、いずれもビジネスクラスとしてもよいのではないのでしょうか。

2. 旅費法施行令（第 8 条）日当廃止に伴う その他の交通費

宿泊をとまなう旅費が発生する場合、改正案では日当が廃止され、その代替として、実費でかかった交通費が支給可能になるが、海外への渡航である場合、
本邦および海外（赴任・出張先）それぞれの空港-目的地間のタクシー代も支給可能となると制限なく利用されてしまうので、条件を付けた方がよいのではないのでしょうか。
例えば、電車等の公共交通機関があるにもかかわらず、荷物が多いという場合には、その距離にかかわらずタクシーに乗ることは認めない等。

3. 旅費法施行令（第 12 条）及び財務省令（改正案第 15 条第 1 項） 転居費の算定方法 外国旅行の点拒否に係る家財運送料の上限(1)

転居費については、相見積もりを取得し最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を点拒否の額とする、
とありますが、上限額は容積（船）、重量（飛行機）のいずれかのみでしょうか。結果として、飛行機による転居を希望する人が多くなり、予算が嵩むのではないのでしょうか。

また、飛行機と船便の両方で転居を考えている場合のルール設定も必要かと思います。

4. 旅費法施行令（第12条）、財務省令（改正案第15条第1項）転居費の算定方法（別表第四）

外国旅行の点拒否に係る家財運送料の上限(2)

従来の移転料は、扶養親族を1名同伴すれば、規定額の満額を支給された。よって配偶者を帯同する場合でも、子1名のみを帯同する場合でも同額が支給されていました。

今後は配偶者および子の上限値が大幅に異なり、配偶者帯同の方が、子1名帯同より上限額が大きくなるが、差分の補助はないとこれまでよりも経費負担減となるケースもあり不満の声はあがらないでしょうか。

5. 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）（抄）（定義）

四 家族 ……外国旅行に あっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

とありますが、“生計を一にするもの” を証明するものを具体的に示していただけないでしょうか。

また、いつから生計を一にしていれば認められるのか基準が必要かと思います（例えば海外赴任の内示を受けてから生計を一にする場合も認められるか等）

加えて、生計を一つにするという考えでは、“共働きの夫婦が配偶者を連れて行きたい場合”は該当するのかわからないのか解釈が異なるので事例も示していただく必要があります。

6. 旅費法施行令（第15条）及び財務省令（改正案第17条）（渡航雑費の細則）

新たに実費支給として新設される経費には、以下一 - 六までの項目がありますが、あまりにもおおざっぱな内容で、この表記では費用が無制限になってしまうのではないのでしょうか。

例えば、“五令第十五条に規定する費用に類する又は付随する費用 ” の”付随費用”には交通費も含れるのかなど具体的に付随する費用を示す必要があります。

医薬品の購入にかかる費用の上限（医薬品であれば制限はないのか）、携行品購入に係る費用に制限も必要と

	<p>考えます。</p> <p>渡航雑費： 一 保険料 二 医薬品の購入に係る費用 三 携行品の購入に係る費用 四 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用 五 令第十五条に規定する費用に類する又は付随する費用 六 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして主計局長が定める費用</p> <p>以上、ご検討くださいますようお願いいたします。</p>
<p>97</p>	<p>渡航雑費に関し、支度料では規定されていた定額及び引いた額の範囲内について、規程されていませんが、上限等は設けず、証明書類さえ提出されれば、実費分を認めるということによろしいでしょうか。 （医薬品等を購入してから、半年もたたずに海外へ出張になった場合、再度、同じ医薬品を購入したとしても認めるということによろしいでしょうか。）</p>
<p>98</p>	<p>省令第29条 在勤官署等以外の地を発出地又は到着地とする場合の旅費について、出張先での用務時間の関係で在勤官署を経由せず自宅から出張先へ直接向かう場合や、在宅勤務で自宅から出張先へ直接向かう場合においても、在勤官署から目的地に至る旅費の額を比較して、少ない額とすることになるのか。 近年において在宅勤務可能な環境が整っている中、在勤官署から目的地までの旅費を上限とする背景、理由を教示いただきたい。</p> <p>別表第六 請求書に添付する資料について、証明資料として具体的にどのようなものを想定しているのか。 鉄道賃において証明資料が必要となるのは、グリーン車、座席指定、寝台列車の利用時という解釈でよろしい</p>

	か。
99	<p>様式を削除した理由は何でしょうか。請求書の種類及び記載、記録する項目が多くあるため、参考例等は例示されるのでしょうか。</p> <p>職員1名ごとに作成しますが、各行程ごとに証明する資料が必要なため、1つの行程ごとに依頼、請求書が発生します。同行程の職員をまとめる等はできないのでしょうか。</p> <p>請求書は、会計上一人ひとり必要であると考えますが、依頼に関しては、まとめてでも問題ないのでしょうか。</p>
100	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国旅行の鉄道賃のうち特急料金について 距離制限（100km）が撤廃されることになるかと思いますが、特急料金を支給する区間と支給しない区間について、運用上どのように区別していくことになるのでしょうか。 （例：東京？横浜は特急も運行されているが、実際に特急料金が支給されることはないと思われる。こうした区間を運用上どのように定義するのか。） ・ 宿泊費基準額について 内国旅行にあっては都道府県ごと、外国旅行にあっては国及び地域ごとに宿泊費基準額が定められていますが、これらの額は具体的にどのように設定されたのでしょうか。また、今後どの程度の頻度で改定を予定されているのでしょうか。 ・ 宿泊手当について 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として支給される手当という認識ですが、諸雑費とは、夕朝食代の掛かり増しのほか、例えばどのような費用を想定されているのでしょうか。 ・ 家族移転費について

	<p>職員が赴任を命ぜられた日において職員と同居している家族が家族移転費の支給対象になるかと思いますが、職員と同居している事実はどうのような書類で確認するのでしょうか。省令別表第 6 において「同居する家族であることを証明する資料」を請求書に添付することとされていますが、住民票等の公的な書類である必要があるのか、それとも宛先が職員と同一住所になっている郵便物等でもよいのでしょうか。</p>
101	<p>「別表第六 請求書に添付する資料」の中で、鉄道賃の令第五条第一項第一号に掲げる運賃に関し添付する資料として、「運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料」とあるが、これは、「運賃の等級及び額を証明するに足る資料」と、「その支払を証明するに足る資料」の双方が必要ということか。その場合、「支払を証明するに足る資料」を入手することが困難なケースがあるのではないか。</p>
102	<p>改正後の旅費法、旅費法施行令、そして今回の国家公務員等の旅費支給既定の改正案において、国家公務員の外勤に関わる規定が確認できないが、外勤の取り扱いはどのようになるか。</p>
103	<p>宿泊料等が実費支給になることについて、その領収書等を確認したり保存したりする業務が増えるのであれば、確認作業工程が増えたり、領収書等を保存するのに伴う新たな負担が発生したりと、支給手続きを行う事務方の負担が今以上に増えることになり、業務の合理化から掛け離れた『改悪』になってしまうと懸念される。</p> <p>支給金額の増額だけを考えるのではなく、あまりクローズアップされない事務方の負担軽減、またこれ以上の負担を増やさないよう、良識ある『改正』とされる旨、よろしく願いいたします。</p>
104	<p>【意見 1】 「旅費」関係法令ということで旧法では日帰り旅行でも「日当」支給があったことから、同法令に基づき処理されてきたが、旅費の支出が生じない日帰り旅行の場合は、対象外となるのか。</p> <p>【意見 2】 「旅費」関係法令には、予算決算及び会計令で言うところの第十八条の支払計画における計画を用務名等で提示しているものの、関連する計画結果は復命という行為のみで、その計画の結果も、例えば契約で言うところ</p>

ろの契約書や仕様書による成果物や報告提出物という態様が明記されておらず、「復命」も口頭だと第三者（国民等）には、（俗に言う「カラ出張」と然程違いなく）計画実施の事実を判別・証するものが存在しない※（計画実施後の旅費支出の確認のみならず、用務の遂行の事実の確認証憑書類を要する根拠が存在しないこととなる）がよろしいのか。

※復命報告を受ける旅行命令権者も、異動や退職等した場合は、それら実施事実を証することができないおそれがあると判断される。

【意見3】

別表第一（甲）から別表第二（第八号）様式を削ることは、旅費処理に関して一切の紙（オフライン）処理は認めないという認識でよろしいか。それだと、万一、旅費及び謝金・諸手当システム（以下「システム」という。）が（未曾有の大規模災害、太陽風や中性子線による電磁障害、戦争・サイバーテロ等による想定外のシステム障害で）長期等使用不能となった場合も、その復旧を待つしか手段がなくなるという認識でよろしいか。また、（決裁等処理完了後に誤記等が判明した場合など）システムで処理できない場合に限り処理する方法は、改正法に基づくシステムで遅滞なく処理する手段が講じられるのか。

【意見4】

車賃の証拠書類に関して、「バス代の運賃の確認が容易となっている」と制度改正概要で述べているが、バス代の領収書に関しては、高速バスを除けば、現金で払った場合は、その場で運転手が領収書を発行してくれることは社会的に当然となっておらず、領収書を発行してくれるバス会社があったとしても乗車ないし降車時や運転中の混雑等している時に領収書発行をお願いすることは乗客マナーとして適切でないことや、ICカードを利用した場合は、領収書の発行がないなど、依然としてバス運賃に関する証拠書類に関しては、問題が多いと考えられるが、必ず提出することとして改正省令では実施することとしているのか。

	<p>【意見5】 旅行依頼など、職員以外の外部職員等（講師や委員等招聘者）に対しても、証拠書類の提出や宿泊費は、全く同じ扱いという認識で間違いはないか。また、その場合の区分（別表第二宿泊費基準額など）に関する扱いはどうなるのか。</p> <p>【意見6】 宿泊費上限額が都道府県等ごとに異なる扱いとなっているが、例えば「能登半島地震における能登半島地区周辺宿の高騰」、「オリンピック等大規模イベント等による周辺宿の高騰」等といったそれら上限額で対応できない場合は、省令第三条の「法第八条第二項の規定により旅費を支給する場合」という認識でよろしいか。また、その支給に関しては、旅行後でも（協議による）支給額を（省令第二十五条の期間によらず）追加（変更）することは可能なのか。可能である場合、法改正施行後の「旅費及び謝金・諸手当システム」で処理することはできるのか。</p> <p>【意見7】 省令第二十八条で実地監査をする財務大臣が通知する当該職員は、財務省職員だけなのか。そもそも計算証明規則等に基づき、旅費支給に関する証憑書類は、会計検査院にしか提出していないが、財務省にも報告ないし提出義務が新たに生ずることとなるのか。 また、会計検査院関係法令のような資料請求条項は設けられていないが、その範囲はどのように行うこととしているのか。</p>
<p>105</p>	<p>① 宿泊費基準額について 宿泊に要した費用について、制度改正の目的（物価高騰等への対応、特例協議等の事務負担の軽減）やその方向性（実費支給への見直し）には賛同しております。 しかしながら、「上限」である宿泊費基準額が実勢に合わないように感じております。</p>

本県も国家公務員と同様の制度を採用しており、条例上の宿泊料の定額を超える場合、特例の協議を行い、適正と認められる場合には、実費での支給を行っております（以下「特例協議」という。）。

今年度、本県において、宿泊料の定額を超え、特例協議により実費支給した事例をもとに、省令案の「課長級以下の宿泊費基準額」の範囲内に収まるのかシミュレーションを行ったところ、国内では約90%、国外では約20%と、多くの事例で基準額を超える結果となりました。

報道によれば、宿泊費基準額は民間企業の社員らが出張で利用するホテルの実勢価格のデータを基に算出したとのことですが、今回省令で定める額は、あくまで「上限額」であり、国家公務員と同様の制度を採用し、かつその基準を参酌している自治体等における特例協議等の事務負担のことを考えると、ある程度、余裕のある額に設定すべきと考えます。

今回の法改正の目的である「物価高騰等への対応、特例協議等の事務負担の軽減」を達成するという観点から、宿泊費基準額について、現省令案の額から一定程度引き上げた方が、適当ではないかと考えます。

また、省令案第13条第2項第2号等に規定のある「公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件」について、例えば、「〇〇町内」など地域で限定するとか、最寄りの交通機関からの距離や時間で限定するとか、何らか具体的な「範囲及び条件」を設ける予定はあるのでしょうか。併せて伺いたします。

② 宿泊手当について

多くの自治体等で国家公務員と同様の旅費制度を採用し、かつその基準を参酌していると認識しているところですが、ホテルの宿泊プランに朝食及び夕食がつく場合、宿泊手当の額を減額することになれば、職員の事務負担や事務誤りに繋がることになるのではないかと危惧しております。

公務出張に要した費用について、実費弁償するという旅費制度の趣旨からすれば、朝夕食の有無によって手当を減額するという制度設計になるかと思いますが、出張の都度、職員が旅費のシステムに朝夕食の有無の入力等を行う場合、入力誤り等が発生する恐れがあります。

制度に反する支給を行えば、返納させることになりまして、そのようなことが生じないよう、確認作業が増

	<p>えることも想定されます。事務上のリスクを冒してまで手当の減額を行うよりも、朝夕食の有無にかかわらず同じ額を支給した方が、職員の事務負担の軽減や事務誤りの防止に繋がり、超過勤務縮減の観点等も踏まえると、結果的に公費支給の縮減が図られるのではないのでしょうか。</p> <p>以上、色々と御意見させていただき、誠に恐れ入りますが、ご検討の程、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>106</p>	<p>単身赴任の人に対する赴任旅費を増額することまたは支度費の支給を検討して盛り込んでいただきたい。</p> <p>国の命令で家族離れて暮らさないといけないものに対して、赴任旅費で引っ越し費用だけを手当てしますが、単身赴任する場合には新たに冷蔵庫や洗濯機、電子レンジ、エアコンなどを準備することとなり、普通よりも費用がかかります。</p> <p>ワークライフバランスを謳っているのに、単身赴任という普通の生活を乱すような業務命令について、追加で職員に金銭的負担を求めることは望ましいことではないと思います。</p> <p>行政を維持する上で、一定の転勤はやむを得ないと思いますが、配慮をいただきたいです。</p> <p>また、単身赴任手当があっても、報酬として支払われ課税もあり、家族と暮らすよりも金銭負担は増えます。</p> <p>業務にも関わらず、結果的に個人に金銭的負担を求める行為は、引っ越しという行為はただでさえ精神的に負担を強いているのに、さらに理不尽な状態を求めるのは、国家公務員離れにつながるものと考えます。(現に単身赴任や転勤が嫌で辞めている人を何人も見えています。)</p> <p>同様に単身赴任終了時には、処分費用が通常よりもかかります。単身赴任から単身赴任の場合は引っ越し費用だけでいいと思いますが、単身赴任解消時には割り増しを検討すべきです。</p>
<p>107</p>	<p>旅費支給に係る手続きの煩雑化が懸念される。</p>

	<p>(1) 宿泊費基準額及び外国における宿泊手当が都市別に設定されているため、旅費計算業務が煩雑化する。</p> <p>(2) 別表第四（外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限）を確認するための作業が煩雑化する。</p> <p>(3) 別表第六（請求書に添付する資料）において、鉄道賃の支払いを証明するに足る資料の提出を求められており、旅行者の領収書提出に係る負担及び旅費計算業務が煩雑化する。</p>
108	<p>公務に必要な寝台料金の証明はどのようなものを想定していますか。</p> <p>別表6において、急行料金は、支出官等が必要と認める場合に限るとありますが、寝台料金には記載がないので、お伺いしたいです。</p>
109	<p>別表7備考1において、「旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。」とはどのような内容でしょうか。</p> <p>例えば、4月10日、5月20日、12月3日と行程が同じ旅行である場合が、請求の内容が同一であるので、まとめて記載することができるということでしょうか。</p> <p>その場合、間に違う行程の旅行があった場合、どのように記載するのでしょうか。</p> <p>また、職員ごとに作成とのことであるが、旅行内容ごとに1枚作成するイメージでしょうか。</p>
110	<p>今回の国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」）の改正は、時代の変化に対応した適切なものと理解しますが、いくつか確認しておきたいことがあります。私が勤務する団体は、国や自治体からの受託業務があります。受託業務の中には、委員等に対する旅費支給は旅費法に基づいて支払うこととされているものがあります。また、当団体の規則が旅費法に準拠している部分もあることから質問します。</p> <p>・旅費法施行令第21条（旅費の支給額の上限）において、「規定により計算した額と現に支払った額を比較していずれか少ない額」と規定されていますが、「現に支払った額」の証票として鉄道運賃・指定席券等の支払い領収書を提示するというのでしょうか。近距離でICカードで運賃を支払った場合の証票の提示は必要でしょうか。</p>

・これまで国から受託した委託事業等の検討会委員等に対する旅費は、旅費法に基づくこととされているものがありました。このうち宿泊費については、これまで定額支給でしたが、今後は各委員に領収書を送付いただき実費支給とするのでしょうか。また、特急料金や運賃等の交通費についても同様の扱いとなるのでしょうか。

これらの旅費については、旅費法施行令第20条の証人等の旅費が該当すると思いますが、「各庁の長が財務大臣に協議して定めるものとする。」と規定されています。令和7年度事業について、今年度中に入札等の手続きが始まる事業もあるので、早く決めていただきたいところですが、財務省としてはいつ頃までに各庁との協議を終わらせる予定でしょうか。

さらに、海外で実施する事業の場合も同様の取扱いということとなるのでしょうか。

国からの受託事業でない場合、多くの企業や団体では外部の方への旅費の支給は、規定額を渡し切りにする例が通常かと思えます。

・旅費法が改正されたとしても、国からの受託事業を実施する職員に対する旅費支給は、従前どおり、受託団体の規定に基づいて支払うことで問題ないとの理解でよろしいでしょうか。

・今回の旅費法改正では、宿泊費基準額の地域区分が国内は都道府県別に、海外も国別、都市別に示され細かく規定されています。この基準額を超えた場合の具体的な対応はどのようにされるのでしょうか。支給規程第13条2二及び同条3四に、「公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。」の解釈及び運用について具体的にお示しください。

また、ここに示されている「検索」は何を示しているのでしょうか。同じホテルでも予約サイトによって金額が異なることがあります。

さらに、国から受託する事業の宿泊費について、旅費支給規程（案）に示された基準額を超えた場合の判断

は受託事業者が判断することによろしいでしょうか。

・宿泊費基準額を都道府県別に定めた理由及びその額の違いの根拠は何でしょうか（都道府県ごとの平均宿泊料を調査した結果なののでしょうか）。従前は「甲地方」「乙地方」の2区分で分かりやすかったと思いますが、これだけ細分化されると事務が煩雑になります。例えば、サイトでホテル料金を比較しても青森県が福島県より高いという根拠が見当たりませんし、埼玉県がなぜ神奈川県より高いのか根拠がわかりません。

・指定職と10級以下の職員の宿泊費基準額が示されていますが、外部に出張を依頼する場合、指定職又は10級以下に該当する企業・団体等の役職名は明示されるのでしょうか。

・旅費支給規程（案）第29条において、「在勤官署以外の地（自宅等と解釈しています）を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、・・・在勤官署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする」と規定されていますが、例えば横浜にある官署に勤務している横浜在住者が仙台へ出張する場合、新横浜から東京まで新幹線を利用して、新幹線乗り継ぎで仙台まで旅行するというような事例が考えられますが、このような旅程は認められるのでしょうか。今回の改正で、特急利用の100km未満の距離制限が廃止されたので、この事例の場合、新横浜、東京間の新幹線利用は認められることになるのかを確認させてください。

・現行の旅費法に基づく日当については、昼食代プラス現地の交通費等の雑費ということで、今回の改正で廃止されました。これにより宿泊を伴わない日帰り出張については、宿泊手当の対象とならないので、何も支払われなくなります。一方で、早朝（例えば5時に家を出る）深夜（22時以降に自宅に着く）の自宅発着について、手当を支給することは考えられないのでしょうか。宿泊手当（2,400円）の食事付の場合の減額幅からすると、食事代の掛かり増しは一食当たり800円とみなされているようですので、早朝発、深夜着の日帰り出

	<p>張の場合に「800円」を支給するという考え方も妥当性があると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宿泊手当」という名称にされたということは、定額で支給することから課税対象になるのでしょうか。現行の旅費法では、「手当」はないので、確認させてください。 ・国はお金があるので、旅費をはじめ、契約、勤怠管理、人事・給与管理とシステム化を推進していますが、私が勤務する団体では、予算の制約から国に比べるとシステム導入が遅れています。中小企業向けにシステム導入支援策を策定していただけると助かります。
<p>111</p>	<p>宿泊費について、支給の基準となる場所が宿泊地なのか旅行地なのか分かりづらいので明記すべき（宿泊地に応じて宿泊費を支給する旨が明記されていないのではないか）</p> <p>宿泊費について、例えば東京の中でも都心と郊外では宿泊費がかなり違うと思うので、さらに細分化しせめて市町村単位で規定すべき</p>
<p>112</p>	<p>意見・質問は下記の5点となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国内宿泊費の上限について、都道府県毎に上限額を設定されたが、各金額の根拠は何を拠り所としたのか？また今後の物価変動等に際して設定した金額を柔軟に変更（改正）する予定はあるのか？ 2) 国内鉄道賃の特急料金は距離規定（片道100km以上）を廃止し、実態に応じた支給になるが、具体的に何キロまでは特急料金可能と距離を決めるのか（片道20km未満は支給不可、など）、それともその地域の実情に応じた支給とするのか（距離は20kmしかないが、普通列車だと数時間に1本しかないため特急列車の金額を支給する、など）。 3) 改正後の国内日当額について、宿泊を伴う出張のみに支給する宿泊手当となるが、この定額の根拠は何か？

	<p>また、物価変動等に伴い定額の改正を行う予定はあるのか？</p> <p>4) 転居費は、今までオフィス間の定額支給であったが、今後は居住地間との考えに変更となったが、その理由は何か？引っ越しは居住地間で行われるから、その実態に合わせたという理解でよいか。</p> <p>5) 扶養親族移転料が家族移転費として同居家族への支給へ改正となるが、同居家族を証する根拠は何を想定しているか？（住民票や光熱水費の支払い名などか？）</p>
<p>113</p>	<p>①省令案第 13 条の宿泊費基準額について 国内の宿泊費基準額に関し、別表に掲げる都道府県ごとの金額について、決定の根拠となった調査結果の内容を公表いただけないか。</p> <p>②省令案第 13 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 4 号について ① 「公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。」とあるが、具体的には誰がどのような検索を行うことを想定しているのか。 出張する職員自身が検索するというのであれば、検索のルールの詳細を示す必要があるのではないか。</p> <p>③省令案第 13 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第四号について② 当該条文は、宿泊費基準額を超過する場合の規定となっているが、逆に、宿泊費基準額以下である場合は、「公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択する」というようなルールは存在しないのか。 国会での質疑において、「各府省の旅行命令権者の責任におきまして、上限となる基準額の範囲内で、用務先までの所要時間や設備、安全性等といった公務上の必要性も勘案しつつ、適切なホテル等を選定する」（第 213 回国会衆議院財務金融委員会第 15 号令和 6 年 4 月 9 日）と答弁されているが、「上限となる基準額の範囲</p>

内」である場合の宿泊施設の検索・選択方法に関するルールは、どのようになるのか。

④私事旅行の場合の取扱いについて

政令（国家公務員等の旅費に関する法律施行令案）のパブリックコメントの結果において、「いわゆる私事旅行の取扱いについては、財務省令で規定することを検討しております。」とのお答えが示されていたが、今回の省令（案）のどの条文に、私事旅行の取扱いが規定されているのか。

⑤ 省令案第 12 条について

「一の旅行区間」とあるが、航空機の乗り継ぎの場合は、飛行している時間を通算するのか。

⑥省令案第 14 条第 2 項について

宿泊費又は包括宿泊費に、「昼食」に係る費用が含まれる場合は、宿泊手当を減額しないのか。

⑦ 省令案第 14 条第 3 項について

「移動中に宿泊する場合」に関し、朝食、夕食、昼食、軽食、間食、おやつ、飲料のいずれであっても、ここでいう「食費」に該当するのか。

⑧ 省令案 第 14 条第 4 項について

旅行中自宅に宿泊する場合について規定されているが、帰宅したのであればそもそも出張は終了しているのではないか。この規定は、どのようなケースを想定しているのか。

⑨ 省令案第 17 条について

本条に掲げる費目は、これまで支度料として支給されていたものに相当するのか。

これまでの支度料であれば、旅行期間に応じて支給金額が区分されていたが、旅行期間ごとの支給金額の上限はないのか。

⑩ 省令案第 24 条第 5 項について

「旅行命令権者及び支出官等は」(中略)「請求内容が適切であるかを確認する」とあるが、不相当であった部分については、改正法第 7 条第 1 項の「この場合において～」以下の規定に基づいて不支給とするのか。また、請求内容が不適切であるとの認定や、不支給にする決定を行うのは、旅行命令権者か、支出官等か、あるいはその両方か。

⑪ 省令案第 27 条について

通勤手当等と重複する区間に係る旅費は支給しない、とあるが、通勤方法が職員によって様々である中で、具体的にどのような場合が「重複」に当たるかについて、どのように線引きするのか。

⑫ 省令案第 29 条について①

「旅行地」とは何を意味するのか。旅行命令における出張の目的地を指すのか。

⑬ 省令案第 29 条について②

いわゆるテレワークの職員については、旅行命令権者が当該職員の自宅を本条の「在勤官署」として認めることで、本条に定める金額の大小の比較をすることなく、当該職員の自宅から出張先までの旅費を支給する、という理解でよいのか。

⑭ 省令案第 29 条について③

「職員以外の者」が公務のため出張する場合については、その住居又は居所から目的地に至る旅費の額の支

	<p>給しかありえず、本条第1項や第2項のような比較は生じない、ということによいのか。 あるいは、「職員以外の者」についても、職員と同様に、本条にいう「旅行命令権者が認める場所」から目的地までの旅費の額とすることがありうるのか。</p> <p>⑮省令案第29条について④ 「既に旅行している者が、旅行地から在勤官署以外の地を到着地として旅行する」とあるが、一つの出張の行程の中で、複数の目的地に行く場合を想定しているのか。 つまり、「在勤官署→目的地A→目的地B→在勤官署」という行程の場合に、「在勤官署→目的地A→在勤官署→目的地B→在勤官署」という行程と比較して安いほうの金額を支給する、という意味か。</p>
<p>114</p>	<p>外国出張における宿泊費基準額の上限は、実勢価格等をもとに算出されていると思いますが、その参照先として何を参考にされているかご教示ください。</p>
<p>115</p>	<p>第14条 宿泊手当について ・宿泊費等に夕朝食に係る費用が含まれる場合は、3分の1に減額するとあるが、この3分の1の諸雑費に含まれる構成要素として具体的に想定されているものはありますか。例えば、宿泊先と用務先間を移動するための交通費はこの3分の1で措置されるのでしょうか。その交通費が宿泊手当に含まれないとしたら、実費支給となるのでしょうか。</p> <p>・第3項 移動中に宿泊する場合には、交通費等に含まれている食費が1食分だとしても3分の1に減額されるということでしょうか。その場合、第2項と扱いを変えた趣旨はどのようなものでしょうか。</p> <p>第17条 渡航雑費の細則 保険料とありますが、治療費用や携行品損害、キャンセル補償などさまざま種類があります。支給対象は限定されるのでしょうか。また、長期滞在の場合は、健康保険付加料（イギリス）の支払いが必要になる場合がありますが、渡航雑費の保険料に含まれるのでしょうか。</p>

	<p>第 19 条 退職者等の旅行の細則</p> <p>現行の退職等となった日にいた地から退職等を知った日にいた地までの旅費の条項を削除した趣旨は何でしょうか。</p> <p>別表第六 鉄道賃</p> <p>支出官等が必要と認める場合に急行料金の支払いを証明する書類を添付とのことですが、具体的にどのような場合でしょうか。</p>
116	<p>日当が廃止され、宿泊時に限り宿泊手当が支給されるが、宿泊はしないが終電で帰る時など、客観的に夕食が必要と考えられる時にも宿泊手当を支給できるようにすべきでは</p>
117	<p>第 14 条で宿泊代金に夕朝食代が含まれる場合の手当の調整条項がありますが、宿泊代金に食費が含まれるかどうかはどのように判断するのでしょうか。自己申告ではなく、客観的に情報を収集する仕組みがあるのででしょうか。正確な手当の支給が担保される仕組みの構築をお願いします。</p>
118	<p>別表第二の国内都道府県別の宿泊費基準額について、インバウンド需要が強い東京都や京都府が他の自治体に比べて高いのは理解できますが、それでも金額が若干高い気がします。探せばもう少し適切な金額で利用できる宿泊施設（カプセルホテルではなくビジネスホテル等）があると思うのですが、いかがでしょうか。もし可能なら、都道府県毎に設定した基準額の根拠を知りたいです。例えば、東京都であれば霞が関からアクセスが良い特別区内の宿泊施設のデータを参考にした金額設定のため、今回の金額設定にしているであったり。このエリアの客室単価のデータを参考にしていて、東京都や京都府の基準額が高くなっている等々。是非とも宜しく願いたいします。</p>
119	<p>20 数年前よりも宿泊単価が安い県があるのは信じられない。業務上直前に出張命令となることがほとんどで、安いパックがまず使えないが、8000 円で 2 食付はもちろんのこと、素泊まりも難しい。</p> <p>県別の宿泊費の算定根拠を示すべきである。毎回命令権者に理由を書いて参考資料を付ける、この大変な作</p>

	業を誰がやるのか。
120	<p>事故対応などの出張は直前に出張が命じられるため、割高のホテルが多く、省令案のような 8000 円、9000 円で宿泊できないと思います。</p> <p>昔はこういう時は割安の共済の宿に泊まっていたが、数も減って困っている。最近は大阪の KKR がなくなり大変困った。</p> <p>こういう宿を維持するか、新たに契約するかして、出張旅費の範囲内で泊まれる宿を維持してもらいたい。（健保で高級ホテルとの特約はあるようだが、基本料金が高くて出張には不向きです。）</p>
121	<p>政令のパブコメで意見があったように、車賃の 37 円/km の規定がなくなり実費支給となりますが旅行によってどれだけのガソリンを消費したのか、レンタカーのように満タン返しをするわけではないので把握することは不可能です。</p> <p>単価の設定が妥当かという問題はあるとは思いますが、こういった状況から単価設定されていたことは意義があったと思います。</p> <p>このことにつきましては省令での規定はないようですが、来年 3 月までに何らかの形で来年 4 月以降適用される目安が示される予定があるのでしょうか。ぜひ示していただきたいと思います。</p> <p>示されないのであれば、現在の 37 円と設定されたのは平成 2 年ころのようですが、参考としてその算出根拠を教えてください。</p>
122	<p>インドネシアにスマホをも持ち込む際、長期滞在の場合 IMEI 登録が必要になる。</p> <p>私物スマホの場合、旅費の対象になるかどうか、任命権者によって違う恐れがあるので、最近必要となっているこのような付帯経費についてあらかじめ網羅的に適不適が判別できるガイドラインを発出して欲しい。</p>

※上記のほか、今回の意見募集に関係のないものとして 2 件の御意見を頂きました。